

Title	メアリ・エリスン著『養子』
Sub Title	Mary Ellison : The adopted child
Author	田中, 実(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.1 (1963. 1) ,p.115- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630115-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Mary Ellison:

The Adopted Child

Gollancz Ltd., London, 1958, pp. 175.

メアリ・エリソン著

『養子』

一 昭和三六年度の養塾留学生として渡英した私は、六月から本年の一月まで、約七カ月をロンドンで過した。ロンドン大学で Dean をしておられたライダー教授 Prof. Ryder のお世話になり、幸い同大学附属施設の法学研究所 The Institute of Advanced Legal Studies の利用を許されたので、ほとんど毎日、この研究所に通つて、いろいろな本を読みあさつた。また、私の下宿したところが、ちょうど大英博物館 British Museum の前だったので、同博物館の図書室 Reading Room にもよく通つて、豊富な蔵書を利用することができた。それから、Charing Cross Road にある有名な書店 Foyles や Lincoln Inn の入口にある法律書専門店 Wildy & Sons などをもめぐつて、本を買集めたりした。

紹介と批評

初め、私は漠然と、信託法（とくに信託違反）および家族法（とくに親子関係）について勉強するといふ一般的な目標を立てていた。しばらくするうちに、私の興味は、しだいに家族法の方に傾きはじめ、なかでも養子制度の諸問題に惹きつけられた。とりわけ、よく私を動かしたものが、Mary Ellison 夫人の著書 The Adopted Child と Marylebone 裁判所の首席書記官 Chief Clark であつた Nicol 氏の親切かつ詳細な解説とであつた。さらに、下宿の女主人 Lilian Wyles 女史が、在勤三〇年にわたるロンドン警視庁 Scotland Yard 生活の片鱗を日常しばしば私に語られたことや、同女史がチエアマンをつとめておられた非行少女のための社会施設 Pearson House を見学させてくださったことなどが、私の目をイギリスの社会問題・家族問題に向けさせる原因となつたことも、否定できないところであらう。

二 エリソン夫人のこの本は、イギリス養子制度をめぐる諸問題を分析したもので、つぎの一〇章から成つている。

- 一 欲しくない子供
- 二 近代養子の歴史的背景
- 三 一九五〇年の養子法
- 四 養親
- 五 新家庭における子供
- 六 親と子
- 七 養子の或る型——成功と失敗
- 八 未婚の母

九 養子に關する社会的諸問題

一〇 ハースト・リポート

以上のように、この本は、けつして法律の専門書ではないし、また、既に一九五八年の刊行にかかり、必ずしも新しいものともいえないのであるが、この種のイギリス養子制度の実態をつたえる本は、従来ほとんど紹介されることがないと思われるので、あえてここにとりあげることにした。

なお、著者のエリソン夫人について、私は何も知るところがないが、この本のカヴァーの説明によると、二〇年以上にわたる養子関係のソーシャル・ワークの経験をもつている人らしい。

つぎに、この本の内容を概観してみよう。

三 まず、「欲しくない子供」と題される第一章は、つぎのような印象的な文章で始められる。「一九〇一年、ウィクトリア女王が亡くなり、ひとつの時代が終つた。二〇世紀——時には子供の世界とよばれる——が始まつた。」(二三頁)

著者は、歴史的概観から問題の考察をすすめ、中世紀ごろまでは、嫡出子も婚外子も、ひとしく社会的遺産として考えられていたこと、エリザベス一世の時代から、生活様式が変わり婚外子の差別が始まつたこと、さらに一八世紀における産業革命の開始と人口の急速な増加にともなつて、苛酷な法と不十分な救貧対策とのために、多くの子供たちの上に悲惨な結果が生じたこと……などを、各種の文献のほか、ブラウニングの詩やディッケンズの小説まで引用して、きわめてヴィヴィッドに描き出している。

では、これら不幸な子供たちにたいして、何がなされたか。著者は、つぎに、著名な社会事業家であつた医師バーナードや教区評議員ルドルフの救済事業を紹介する。たとえば、バーナードは、一八六五年におこつたコレラの流行にさいし、ロンドンのイースト・エンドに入つて以来、一九〇五年に亡くなるまで、子供たちの救済に力をつくし、その多くを移民としてカナダに送り、救われた子供は六万人をこえる多数に達した、といわれる(二〇頁)。

さらに、著者は、十九世紀後半から二十世紀初めにかけての、教育制度の組織化・少年裁判所制度の創設・London Child Guidance Clinicのごとき研究所の組織などを指摘しつつ、各種の施設では子供たちを集团的にはなく、むしろ個人的に扱うよう要請されるにいたつたことを述べ、こうして養子制度の考案に発展する過程を巧みに叙述している。

四 第二章は、「近代養子の歴史的背景」と題され、ここでは、養子制度における近代的理念がいかにして現われ、いかにして実現されていつたか、の問題が扱われている。

著者は、まず古い文書にみられる事例をたどつて、養子の歴史を述べ、「養子立法の前の数世紀のあいだ、この国では、多くの事実上の養子が行われた」(三二頁)という。その事実上の養子が、いかにして、国家法による制度上の養子にまで発展したか。——著者によれば、子供とその福祉にたいする一般的関心は、ウィクトリア中頃の時代から明らかに増大していたが、二〇世紀に入るに及んで、National Children Adoption Association や National Adoption Society

などの組織的活動が始まり、これが、一九二六年の最初の養子法へと導かれたのである。同法は、養子が裁判所の養子決定 Adoption Order によつて行われること、そのための条件や手続を定めるとともに、これにより親権・養育・教育についての権利義務の一切が実親より養親に移されるといふ法的効果を、はじめて明らかにし、かくして、養親の立場を合法化し、実親により子供を奪われるおそれを解消したのである。

著者は、つづいて、第二次大戦後における養子制度の発展をつぎのように要約している。——一九四五年、子供の社会的福祉の調査を目的とする一委員会 (Meyra Curtis を長とするので、カーティス委員会とよばれる) が発足し、翌年にその報告書が公表された。同報告書は、一二四、九〇〇の子供たちが正常な家庭生活から Deprive されているとし、事態改善のために、養子制度を大いに奨励し、また子供たちを収容している施設を小さい家族的な規模のものにするべきことを勧告した。一九四八年、いわば児童憲章ともいふべき Children Act が成立し、ついで、一九五〇年、養子法の大改正が行われた。「人間性に対する尊敬の念が、子供の成長にとつて愛情と保護が必要だとする認識とともに、一九五〇年の偉大な養子法に現われている。」(三六頁)

五 第三章は、「一九五〇年の養子法」と題され、主として一九五〇年に行われた養子法改正の要点が解説されている。

著者は、たとえば、養親たるべき者が原則として年齢二五歳以上で、かつ養子より二歳以上年長であることを要するとか、独身の

男子が女子を養子とすることは許されないとか等々の諸要件、養子をめぐる関係者について手数料・礼金のごときものの授受を許さぬとか、養子関係の広告を許さぬとか等の行政的監督、実親・後見人は法律上の養子の効果を説明したメモをあたえられ、書類にサインさせられるとか、裁判所の Adoption Order が出される前には三カ月の試験的視察期間において養親子のあいだの適合性をよく調べるとか等々の実務的諸手続、養子が完全に養親の子となり、私生子も嫡出子化されるとか、一般に相続権も認められるとか等の諸効果を、要約して簡明に解説しつつ、この一九五〇年の新法が現時におけるすべての養子のケース・ワークの基礎をなしていることを強調している。著者はいう——「一九二六年の最初の立法以来、これを継承する各養子法は、さらにその目的を貫徹し、ますます法的過程を總健なかつ統制あるものとするによつて、いつそ養子関係者の利益——とりわけ子供たちの利益——を保護してきた。養子に関与する各当事者——すなわち、実親、養親および養子をアレンジするために適法に登録された機関——の果すべき貢献を正しく示したことは、一九五〇年法の最大の進歩のひとつである。しかも、それは、その過程を通ずるあらゆる段階に子供の地位を精密に定着せしめている。」(三七頁)

六 「養親」と題される第四章では、養親となるべき者にかんする諸問題が扱われている。

著者は、養子となるべき子供たちよりも、養親希望者の方がはるかに多いことを指摘し、希望者が二年も三年も待たされるのは悲劇

的だと述べつつ（五三頁）、独身者が養子を迎えることを許されるのは稀だが、それは正しい——とりわけ独身の婦人が養子をもつような場合、やがて父親を必要とする時期が来てうまくいかなくなることが多いからだとか、養親子の関係を固定化させるために子と実親との關係を断絶させるのだが、偶然に実親がその子を近隣に発見して困惑するようなケースもあるから、なるべく養子は遠隔の地にやる方がよいとか、実際の意見を提出している。

さらに、著者は、養子を求める養親希望者のために、その手続と経過とを具体的に説明し、併せて、離婚の経験ある親の申込は受理されないとか、いわゆるクリスチアン・サイエンティストは一般にだめだとか、妻がフル・タイムの仕事をもっている夫婦も歓迎されないとか、子供の方についても精密な健康診断が行われるから安心だとか、いろいろと細かい注意をあげている（六〇頁以下）。いい養子に恵まれて幸福と満足とを得た養親の実例がいくつも紹介されているところなどは、やや通俗的に流れすぎている感じもするが、なかなか興味ふかい。

七 「新家庭における子供」と題される第五章では、とくに新しく養親希望者の家庭に移された子供をどう扱うべきかについて、めんみつな注意が述べられている。

著者のもつ児童心理学的な素養が高度に發揮されているが、とりわけ、子供が十歳ほどに達したときには、たとえ養親にとつて辛いことではあつても、養子たる事実を正直に話すべきだという提案は、永年にわたる著者の経験に裏打ちされたものとして、貴重であ

ろう。おそらく、わが国における養子や継子などの取扱ひについても、十分に参考となるのではあるまいか。

八 「親と子」と題される第六章では、養親子のあいだの適応性の問題が取扱われる。

著者は、主として家族心理の角度から、親子のあり方の問題にアプローチするが、他面、親子間以上に、兄弟なり友達なり、子供に適當な仲間がいることが必要なのだという認識も、忘れてはいない。

つぎに、未知の遺伝の問題にふれ、思春期近くなつた子供に、思いがけず養親に似ない性格があらわれて驚くことがあるかもしれない、と述べ（九七頁以下）、しかし、實際上、遺伝よりも環境の方がはるかに人間形成に大きな影響を有するのだ、と力説する。著者のあげる実例として、ジェーンという一少女が、学業成績もよく、オックスフォードで歴史を学ばせようと計画されたとき、にわかには女の性格は一変して陰気となり、百姓のマネゴトにのみ熱中するようになつて、養親を落胆させる。だが、その子の眞実の家系をたどつた養親は、それが数代つづいた庭師の血統からきたものであることを理解し、植物学を学ばせることに変更するケースなどは（九九頁以下）、遺伝の問題もさりながら、養親の理解と愛情との一模範例といえよう。

九 第七章は、「養子の或る型——成功と失敗」と題され、比較的稀ではあるが、興味ふかい、いくつかの特殊なタイプの養子が論じられている。

著者の指摘するところにしたがつて、その若干を紹介すると——

(1) 実親による非嫡出子の養子 両親がそろつて実父母ならよいが、そうでないときは成功例が少ない。何故なら、別に養親夫婦のあいだに実子の生まれることもあり、養子の方が甚しく不幸になることが多いからだ(一一〇八頁以下)。

(2) 祖父母による養子 年をとりすぎ、子供の養育に十分手間をかけることができない。とくに、子供が思春期に達したとき、助言をすることができない(一一〇頁)。

(3) 外国人による養子 著者は、過去の多くの実例をあげ、英國の適切なソーシアル・ワークの手が及ばないので、子供は不幸になつたのが多い、という(一一一頁以下)。

(4) 不具その他欠陥ある子供や不適応児の養子 困難ではあるが、何よりも忍耐つよい眞の愛情が必要(一一七頁以下)。

一〇 「未婚の母」と題される第八章では、「養子の大部分が未婚の母に生まれる子なのだから、われわれの社会におけるこれらの婦人たちの地位に注意するのは、適切なことだ」(一二七頁)として、いわゆる婚外子の母の方に焦点が向けられている。

著者は、結婚外に生まれた子供にたいすると同じく、そういう子供を生むにいたつた母たちにも深い同情を示して、つぎのようにいう。——「すべての妊婦は、まさにその事情の故に、その経歴が何であるにせよ、能うかぎりの援助・激励・親切を必要とする。われわれの社会は、一般的にいうと、公正で寛大な程度に、これをあたえているが、いつたん子供が生まれてしまうと、同情は減り始める。

もし彼女が、養子のために子供を手離すことを決めると、母と子とを一所にしておこうと努めている慈善団体から援助を受けることはむずかしくなるし、また養子協会は、一般に過重な仕事をかかえこんでおり、子供を手離した母たちにまで関心をもつことを期待できない。彼女たちは、愛に飢え、孤独にさいなまれ、そこから、社会への不適応や犯罪傾向が生ずるのだ。……(一二七—八頁)

著者によれば、街娼の少なくとも四〇パーセントは、未婚の母としての最初の妊娠のときに家族からやさしく思慮ふかく扱われさえすれば、よい生活に入れるだろう、とされ、さらに心理的な観点から、*bastard* とか *illegitimate* とかいう言葉のもつ暗い印象が指摘されている。

なお、著者は、何故に少女が私生子をもつにいたるかという問題と、実際にそうなつたときにどうすべきかという問題とは別だ、とし、いくつかの意見を述べている。たとえば——

(1) 未婚の母がみずからその子供を育てることをすすめない。——何故なら、実際上きわめて困難であるし、したがつて子供が十分な保護を受けられないことになる(一二三〇頁以下)。

(2) 未婚の母たちが集団的生活をすることをすすめない。——*Institutional atmosphere* が好ましくないからだ。たとえ一時的・便宜的に集団的生活をしても、九カ月ないし一年が限度で、なるべく通常の社会生活に復帰すべきだ(一二三二頁以下)。

(3) けつきよく、結婚外に生まれた子供は、なるべく養子に出した方がよい。

一一 第九章は、「養子にかんする社会的諸問題」として、いくつかの重要な社会的問題をとりあげている。

その一は、貧困の問題で、著者は貧困がいかに不幸な子供たちをつくりだすかを細かく論じている(一四五頁以下)。社会保障のゆきとどいているといわれる英国でも、この私有財産制度の通弊を免れえないらしい。

その二は、継父母による子供の虐待が少なくないということであるが、著者は、私生子を連れて母が結婚することに、つよい反対を示している(一五〇頁以下)。

その三は、混血私生子の増加の問題である。混血私生子のための養親希望者を見つめることは、必ずしも不可能ではなく、本当の子供好きの者も増えているし、とりわけユダヤ人はこの点で寛大だ、とされている(一五三頁)。何故ユダヤ人が寛大なのかについては、明らかにされていないけれども、おそらくユダヤ人のコスモポリテイカルな社会性によるのではないか、と思われる。

一二 さいごに、第十章は、「ハースト・レポート」と題されている。一九五三年、サー・ジェラルド・ハーストを長として設けられた養子法関係の政府委員会があり、その報告書が翌一九五四年に出されたのであるが、著者は、このハースト・レポートを紹介するとともに、多少の感想を述べている。少々雑然としてるところがあるが、その一・二を拾えば、――

ハースト・レポートは、養子手続のややルーズに流れている場合のあることを指摘し、手続を厳格にすべきことを提案しているが、

著者は、手続を徒らにきびしくすると、かえつて事実上の養子が増加して好ましくない、と反対している(一五七頁)。

また、いわゆる同意免除――すなわち、養子手続にあつては、一般に実親の同意が必要なのであるが、実親がその同意を不当に拒否したような場合には、裁判所はその同意を免除して養子決定 Adoption Order を出すことができるという裁判所の裁量権を定めた制度――について、ハースト・レポートは、子供にたいし愛情もなく養育もしないくせに、容易に養子の同意をあたえないような不誠実な実親が少なくないところから、裁判所の権限を強化すべきだと論じているが、この点について、著者は、子供のみならず社会にとつても、きわめて有益だ、と賛成意見を述べている(一六二頁)。ちなみに、この裁判所の権限強化は、一九五八年の改正法で実現された。

一三 巻末には、附録として、一九二七年以降、一九五五年にいたるまでの、イングランドおよびスコットランドにおける養子決定の統計表と、イギリス養子制度にかんする一通りの参考文献表とが掲げられており、たいへん便利である。前者によれば、一九二七年、二、九四三件で発足したものが、一九四六年、二、三、五六四件のピークに達し、その後やや減つたものの、最近ではほぼ一五、〇〇〇件前後になつていようである。一九四六年に、ピークがあらわれていることは、やはり戦争の影響であろう。

なお、私がロンドン滞在中に入手した Eighth Report on the Work of the Children's Department (1961) によると、一九五九年以降、

ふたたび養子決定の件数は増加の傾向を示しはじめているようである。

一四 以上に紹介したように、この本は、イギリス養子制度の実態をつたえる好箇の文献といえるであろう。著者は法律家ではないから、もとより法律的な観点からの説明が十分適切になされているとは思われない。しかし、この本には、永年にわたる著者のソーンアル・ワーカーとしての経験・知識と信念とが豊かにコンデンスされている。全巻を通じ、生き生きとした実例にみちて、つよい説得力をもち、しかも子供にたいする愛情が溢れて、読者の共感を誘う。時には、女性らしい感傷に流れているところもないではないが、それはそれで、かえつて興味を深めるよすがともなるう。おそらく、若いソーンアル・ワーカーのためにも、これから養子を迎えようとする希望者のためにも、よい参考となるであろう。

一五 この本を読んで、まず第一に感じたのは、イギリス養子法を、家族法の一部としてよりは、むしろ社会法ないし社会保障法の一部として評価すべきではないか、ということであつた。それは、ただ法定親子関係の創設とその法的関係の調整・安定化に奉仕すべきものではなく、不幸な子供たち——とりわけ、暗い宿命を背負つて生まれた私生子たち——に正常な家庭をあたえて救済しようという高い人類愛の理想に奉仕すべきものであり、明らかに、わが国におけるような民法的体系からは、はみだす、といわなければならぬ。

このようなイギリス養子法と対比してみた場合、最近のわが養子

法について、しばしばいわれる「子のための養子」という理念が、いつたいどれほどの意味と現実性とをもちうるのか、つくづく心もとなく思わざるをえないのである。

一六 つぎに、私の得たものは、右の理想を達するための努力が、制度の形式面でも運用面でも、まことに汎くかつ深いこと、にたいする敬服の念であつた。そこには、いうまでもなくキリスト教の伝統からくる偉大な精神的支柱の存在していることがみられるが、さらに、所定の目的を達するための法的制度がきわめて綿密・周到に組立てられ、いわば見事に血の通つた制度となつていることを、知るべきである。いづれも、われわれの学ぶべきものを多分に含んでいるであろう。

なお、やや技術的にいえば、養子が具体的にケース・ワークとして取扱われていることは、ひろく家庭事件の処理方法の工夫のために——とくに家庭紛争の事後的解決でなく、むしろ事前の予防のために——たいへん参考となるのではなからうか。この意味において、われわれは、こんごの家事裁判制度のあり方——すすんで法の社会化の問題——についても、改めて反省を加えるべきであらう。

(一九六二・九・二) (田中 実)